h　開示

情報提供等の記録の開示については、独立行政法人等個人情報保護法第12条から第20条まで、第23条、第24条及び第26条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第30条第４項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。

①　**開示請求の代理人**（番号法第30条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第12条第２項、第13条第２項、第14条第１号）

法定代理人だけではなく、任意代理人による開示請求が可能となっていることから、これに適切に対応しなければならない。

②　**第三者に対する意見書提出の機会の付与等**（番号法第30条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第１項、番号法第30条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第２項）

健康保険組合等は、情報提供等の記録の開示請求が行われた場合、その情報提供等の記録の中に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、開示請求者及び開示請求を受けた者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合には、その「第三者」に対し意見書を提出する機会を与えることができる。また、一定の場合には意見書を提出する機会を与えなければならないが、健康保険組合等自身は、「第三者」に当たらない。

③　**開示の手数料**（番号法第30条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第26条第１項）

健康保険組合等は、開示の実施に関し、手数料を徴収することができる。

i　訂正等

情報提供等の記録の訂正等については、独立行政法人等個人情報保護法第27条から第32条まで及び第35条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第30条第４項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。

①　**訂正請求の代理人**（番号法第30条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第27条第２項、第28条第２項）

開示請求と同様に、法定代理人だけではなく、任意代理人による訂正請求が可能となっていることから、これに適切に対応しなければならない。

②　**情報提供等の記録の提供先への通知**（番号法第30条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第35条）

情報提供等の記録の訂正等が行われた場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

j　**開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等**（番号法第30条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第46条第１項）

開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、情報提供等の記録の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

（別添）特定個人情報に関する安全管理措置
（事業者編）

【目次】

要点
1　安全管理措置の検討手順
A　個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
B　特定個人情報等の範囲の明確化
C　事務取扱担当者の明確化
D　基本方針の策定
E　取扱規程等の策定
2　講ずべき安全管理措置の内容
A　基本方針の策定
B　取扱規程等の策定
C　組織的安全管理措置
a　組織体制の整備
b　取扱規程等に基づく運用
c　取扱状況を確認する手段の整備
d　情報漏えい等事案に対応する体制の整備
e　取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
D　人的安全管理措置
a　事務取扱担当者の監督
b　事務取扱担当者の教育
E　物理的安全管理措置
a　特定個人情報等を取り扱う区域の管理
b　機器及び電子媒体等の盗難等の防止
c　電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
d　個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
F　技術的安全管理措置
a　アクセス制御
b　アクセス者の識別と認証
c　外部からの不正アクセス等の防止
d　情報漏えい等の防止

要点

○　番号法における安全管理措置の考え方

番号法は、個人番号を利用できる事務の範囲、特定個人情報ファイルを作成できる範囲、特定個人情報を収集・保管・提供できる範囲等を制限している。したがって、事業者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「情報漏えい等」という。）の防止等のための安全管理措置の検討に当たり、次に掲げる事項を明確にすることが重要である。

A　個人番号を取り扱う事務の範囲

B　特定個人情報等の範囲

C　特定個人情報等を取り扱う事務に従事する従業者(注)（以下「事務取扱担当者」という。）

（注）「従業者」とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。

○　安全管理措置の検討手順

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要がある。→1

A　個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

B　特定個人情報等の範囲の明確化

C　事務取扱担当者の明確化

D　特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の策定

E　取扱規程等の策定